

岩手県 LP ガス価格高騰対策費

LP ガス小売事業者ガス料金支援金（令和 6 年度実施分）

実施マニュアル

令和 7 年 1 月 29 日現在（第 2 版確定：事務局連絡先決定後）

目次

1	事業概要・スケジュール・前回事業からの主な変更点	
	値引開始までの流れ	1
2	LP ガス小売事業者ガス料金支援金 申請要領（申請の手引き）	4
3	LP ガス利用者ガス料金支援金（令和 6 年度実施分）支給要領（抜粋）	15
4	LP ガス小売事業者ガス料金支援金 Q & A	19
5	提出書類（様式、記載例）	26
	(1) 支援金支給申請書兼請求書（様式第 2 号）	26
	(2) 支援金支給申請書兼概算払請求書（様式第 3 号）	30
6	県からの通知書	34
	支援金支給決定通知書（様式第 6 号）	
7	LP ガス価格高騰対策事業のお知らせ（一般消費者用チラシ）のひな型	35
8	検針票・請求書に岩手県支援が記載できない場合の別紙（小型チラシ）	36
9	（様式第 2 号参考）値引を行った家庭・企業等が確認できる一覧表	
	（税抜、税込）	37

（岩手県担当課） 岩手県復興防災部消防安全課 消防保安担当

TEL : 019-629-5151 FAX : 019-626-5174

所在地 : 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

ホームページ : 岩手県トップページ > くらし・環境 > 安全・安心 > 防災 >

火薬・ガス・電気工事業・危険物関係 >

LPガス価格高騰対策費（令和 6 年度実施分）

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyoku/ankenanshin/bosai/kayaku/1079677/index.html>

（委託先事務局）株式会社 JTB 盛岡支店

名称 : 令和 6 年度岩手県 LP ガス料金支援金事務局

TEL : 03-5396-8157

メールアドレス : iwate-lpg-sp@jbx.jtb.jp

開設期間 : 令和 7 年 7 月 31 日（木）まで

受付時間 : 午前 10 時～午後 5 時（土日祝日を除く）

提出先住所 : 〒170-0013 東京都豊島区東池袋 3-23-14 ダイハツ・ニッセイ池袋ビル 8 階
株式会社 JTB ビジネストランスフォーム内 令和 6 年度岩手県 LP ガス料金支援金事務局

1 事業概要・スケジュール・前回事業からの主な変更点・

値引開始までの流れ

小売事業者向け説明資料

LPガス価格高騰対策事業 (令和6年度実施分)のお知らせ

LPガスの価格高騰に対応するため、岩手県内の一般消費者等が使用するLPガス料金の値引を行う小売事業者に対し支援金を支給し、県民生活を支援する事業を実施します。

事業者の皆様におかれましては、地域のエネルギーとして重要なLPガス料金の負担を軽減するという本事業の趣旨をご理解頂き、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

値引の対象 となる方

岩手県内の家庭及び飲食店などの業務用としてLPガスを使用する一般消費者等（個別供給、集団供給、コミュニティーガス団地）

※1 一般消費者等とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第2条第2項に規定する一般消費者等をいいます。契約者が公共機関等の場合は対象外です。

※2 対象者の基本的な考え方は、前回事業から変更ありません。

料金値引額

1契約あたり**1,300円**（税抜）を上限に値引します。

値引実施 時期

原則として、令和7年2月検針分の請求時に一括で値引きを行います。

※各事業者の事情により、3月検針分の請求時等に値引きを行うことを妨げません。値引を完了したうえで、支援金請求書を提出してください。

2月（又は3月）検針分の請求額が1,300円を下回る場合、原則として請求額を上限として値引は終了しますが、各事業者の判断で値引残額を翌月1回に限り、繰り越すことは可能です。

申請手続

具体的な申請手続は、支援金支給要領や様式の記載例等を参考としてください。令和6年12月27日（金）までに下記の県公式ホームページに掲載します。

トップページ＞くらし・環境＞安全・安心＞防災＞

火災・ガス・電気工事・危険物関係＞

LPガス価格高騰対策費（令和6年度実施分）

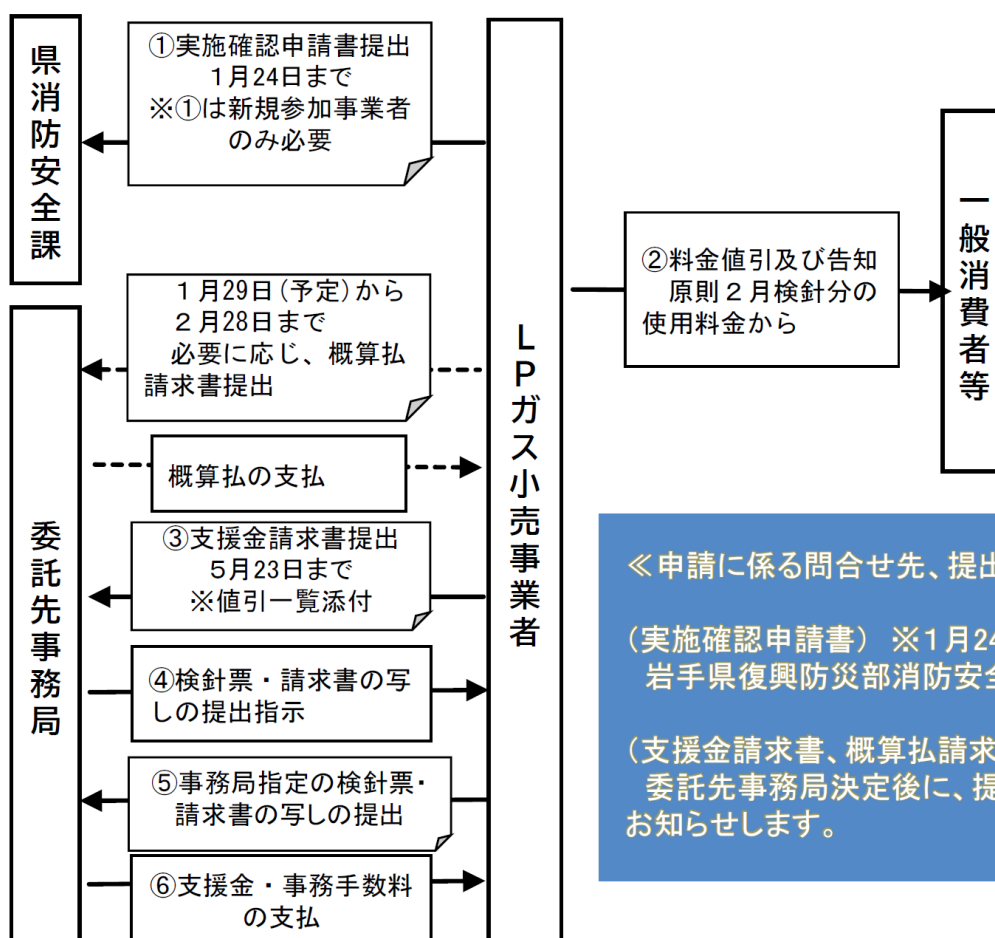
《本資料に係る問合せ先》

岩手県復興防災部消防安全課 Mail AJ0010@pref.iwate.jp

TEL 019-629-5151 FAX 019-629-5174

事業概要（令和6年度実施分）

項 目	内 容
支援対象	LPガス小売事業者
値引開始前の手続	○令和5年度中の事業に参加した小売事業者の場合 値引開始前の申請は不要で、値引を開始できます。 ○新たに参加する小売事業者の場合 令和7年1月24日(金)までに実施確認申請書を県に提出し、承認通知を受けてから、値引を開始してください。
値引の明示	検針票や県がひな形を提供するチラシ(A4版、小型版)を活用し明示してください。（例）岩手県の支援で1,300円が値引きされています
支援金の支払	値引完了後、委託先事務局に支援金請求書を令和7年5月23日(金)までに提出してください。 ※完了後の速やかな提出に御協力をお願いします。
支援金の概算払	資金繰りの上で必要とする場合、令和7年2月28日(金)までに概算払申請書を提出してください。値引見込額の8割を上限とし、30日程度で交付します。
事務手数料の支援	値引を実施した件数に応じ定額を交付します。 ・999件まで 151,000円 ・1,000件から1,999件まで 236,000円 ・2,000件から4,999件まで 321,000円 ・5,000件以上 491,000円
その他	本事業へ参加頂いた事業者は、県のHPに事業者名を掲載します。



前回（令和５年度下半期）事業からの変更点

	令和５年度下半期分の実施内容	令和６年度実施分の内容
値引額	ガス使用量にかかわらず、 <u>１契約あたり定額2,000円</u> を値引	ガス使用量にかかわらず、 <u>１契約あたり定額1,300円</u> を値引
値引の方法（時期）	原則、令和６年２月検針分の請求時に値引（３月検針分の請求時でも可）	【変更なし】 原則、令和７年２月検針分の請求時に値引（３月検針分の請求時でも可）
値引しきれない残額の取扱	【変更なし】消費者のメリット、精算行為の事務負担を軽減する観点から、事業者の判断で翌月に（２月検針で値引開始なら３月に、３月検針で値引開始なら４月に）繰越可能	
小売事業者への事務手数料	下記４区分で定額支給（営業所単位） ①1～999件 : 149,500円 ②1,000件～1,999件 : 234,000円 ③2,000件～4,999件 : 318,500円 ④5,000件～ : 487,500円	下記４区分で定額支給（営業所単位） ①1～999件 : <u>151,000円</u> ②1,000件～1,999件 : <u>236,000円</u> ③2,000件～4,999件 : <u>321,000円</u> ④5,000件～ : <u>491,000円</u>
実施確認申請	【変更なし】令和５年度中の事業で値引を実施した小売事業者は、値引開始前に特段の申請等を行うことなく、値引を開始できる。 ※今回から新たに値引を実施する事業者は、値引開始前に県に申請必要	
一般消費者向けチラシの配付	事務局から一般消費者分の枚数のチラシを支給	<u>事業者の実情に応じて告知</u> 県がひな型を示すチラシ（Ａ４版または小型）等で告知
値引一覧表で、顧客コードが重複する場合	審査段階で個別に連絡	<u>異なる建物等に対する値引である旨の説明（例：同一名義別住所、同一敷地内別建物）を記載</u> ※ <u>県消防安全課ホームページに掲載した値引一覧表の参考様式は、値引額をチェックする関数等を変更していますので、今回改めてダウンロードしてください。</u>

その他、事業の大枠は前回事業から変更ありませんが、実施マニュアルを改めて確認した上で、値引を開始してください。

2 LPガス小売事業者ガス料金支援金（令和6年度実施分）

申請要領（申請の手引き）

目次

1	はじめに	5
(1)	本要領について	5
(2)	実施にあたっての注意点	5
2	本事業の概要	6
(1)	目的	6
(2)	概要	6
(3)	支給対象者	6
(4)	支給額	6
(5)	値引きの実施	7
(6)	値引きの具体的な方法	7
3	本事業の対象者の要件	10
4	支援金請求の手続き	11
(1)	支給申請書兼請求書の提出	11
(2)	申請方法	11
(3)	申請書類	11
(4)	概算払請求	12
5	不正及び不適切な行為の防止及び反社会的勢力の排除	13
(1)	不正の防止	13
(2)	不適切な行為の防止	13
(3)	反社会的勢力の排除	13
6	個人情報の取り扱い	14
7	お問い合わせ先	14

1 はじめに

(1) 本要領について

岩手県が、令和6年12月補正予算で措置して実施するLPガス価格高騰対策事業（以下「本事業」という。）において、一般消費者等に対しLPガス料金の値引きを行うための値引原資の支援金を受ける小売事業者は、以下に定める事項に基づき申請願います。

県内の一般消費者等の負担軽減を図るため、9割を超える小売事業者に値引を実施して頂いた令和5年度の事業と同様に、多くの事業者の御参加をお願いします。

(2) 実施にあたっての注意点

ア 令和5年度中の事業で値引を実施し、支援金の支給を受けた小売事業者

令和5年度下半期の事業と同様に、特段の申請を行うことなく、本事業による支援金の対象となる値引を開始できます。

なお、前回事業から販売事業者登録の内容（販売店名、所在地）に変更が生じている場合は、県消防安全課に連絡し、内容が確認できる書類を提出したうえで、値引を実施してください。

（値引実施から支援金請求書の提出までの間も、同様の取扱としてください。）

イ 新たに値引を実施する小売事業者

値引を実施するにあたり、予め、本事業の対象者として支援金の支給を受けるために、令和7年1月24日（金）までに県に申請を行う必要があります。

実施確認申請の方法は、別冊「実施確認申請の手引き」で説明していますので、そちらをご確認ください。

県から送付される実施確認承認通知を受けた後に、一般消費者等に対する値引きを行ってください。

ウ 各小売事業者は、最終の値引きを実施した後、支援金支給申請書兼請求書（様式第2号）を、岩手県が本事業の支援金支給等の業務を委託する団体（以下「委託先事務局」という。）に提出してください。

審査の後、支援金支給決定通知書（様式第6号）が送付され、支援金が支給されます。

なお、必要に応じて概算払請求書（様式第3号）を提出することができます。

エ その他の注意点

(ア) 本事業関係の書類は事業終了後5年間保存しなければなりません。

LPガスの小売事業者は、本事業に関する帳簿及び証拠書類を支援金を受けた日が属する年度の終了後5年間（令和11年度末まで）、岩手県又は委託先事務局からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供せるように保存しておかなければなりません。

また、国の地方創生臨時交付金を事業の財源としており、会計検査院等による実地検査の対象になりますので、支援金を受けた者の義務として応じなければなりません。検査等の結果、仮に、支援金の返還命令等の指示がなされた場合には従わなければなりません。

(イ) L P ガスの小売事業者は、本申請手続に記載のない細部については、県又は委託先事務局からの指示に従うものとします。

実施状況を確認するため、県又は委託先事務局が電話連絡や訪問を実施することがあります。また、偽りその他不正な手段により、支援金を不正に受給した疑いがある場合には、県において、支援金の受給者に対し、必要に応じて現地調査等を実施します。

(ウ) L P ガスの販売事業者は、値引実施期間中における廃業、L P ガス事業の撤退等により一般消費者等への値引を遂行できなくなることが明確である場合やその懸念がある場合には、速やかに委託先事務局に対してその旨を報告してください。

2 本事業の概要

(1) 目的

一般消費者等が使用するL P ガス料金の値引を行う小売事業者に対して、その値引原資及び事務手数料を支援することにより、物価高騰の影響を受けるL P ガス利用者の生活支援を目的として実施するものです。

(2) 概要

岩手県内でL P ガスを使用する家庭・企業等が負担するL P ガス料金を、岩手県が定める方法により値引を行う小売事業者に対し、その値引原資及び事務手数料を支給します。

(3) 支給対象者 (支給要領第2(1)関係)

岩手県内の一般消費者等が使用するL P ガスを供給している小売事業者のうち、以下の全ての要件を満たす者とします。

※ 一般消費者等とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）第2条第2項に規定する一般消費者等並びにガス事業法（昭和29年法律第51号。以下「ガス事業法」という。）第3条の登録を受けた者からL P ガスを燃料として供給を受け、生活の用に供する一般消費者及びその消費する態様が生活の用に供する場合に類似している者をいう。

ただし、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）若しくは地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）により設立された法人により設置又は管理等が行われている施設で供給を受けている者を除く。

※ 小売事業者とは、液化石油ガス法第3条第1項の登録を受けた者及びガス事業法第3条の登録を受けた者であって、家庭・企業等にL P ガスを販売する者をいう。

ア L P ガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料実施確認申請書（様式第1号）を提出し、県の確認を受けた者

ただし、支援金の支給を受けようとする者のうち、令和5年度中の事業で承認通知を受けた者は、本事業において、県の確認を受けた者とみなします。

イ 本（支給）要領に定める方法で、一般消費者等への値引を実施する者

(4) 支給額 (支給要領第2(2)関係)

ア L P ガス小売事業者ガス料金支援金

令和7年2月又は3月の検針分の料金の請求において、値引を行った場合、その値引に要した額を支給します。支援金は1契約あたり1,300円を上限とし、実際の値引額がこの額を下回った場合は、当該金額を支給します。

イ 小売事業者事務手数料

値引を実施した一般消費者等の数に応じ、下記の区分により定額を交付します。

一般消費者等に値引を実施した件数	交付額
1件から999件まで	151,000 円
1,000件から1,999件まで	236,000 円
2,000件から4,999件まで	321,000 円
5,000件以上	491,000 円

(5) 値引の実施

ＬＰガス料金の値引は、原則として令和7年2月検針分の料金の請求額（基本料金と従量料金の合計）から、1,300円を一括で行うこととします。

事業者の状況に応じ、令和7年3月検針分の料金の請求額から、1,300円を一括で値引きすることも可能とします。

使用量が少ない場合や月の途中での契約等により、2月又は3月の検針分の請求額が値引額の1,300円に満たない場合、事業者の判断で値引残額を翌月（3月又は4月）に繰り越すことは可能とします。

※ 値引額を使用月数に応じて計算する必要はなく、例えば、令和6年12月に転入した方からも1,300円を値引してください。

(6) 値引の具体的な方法

値引の方法は、次のア（8ページ：2月検針）又はイ（9ページ：3月検針）のいずれかにより、実施してください。

ア 原則：令和7年2月検針分の請求で値引

2月検針の時点で契約している方を値引の対象としてください。

	区分	2月検針分の請求	3月検針分の請求	4月検針分の請求	支援金対象額
【基本】 パターンA …値引残額の繰越はなし	①定額1,300円全額を1回で値引	1,300円	値引完了		1,300円
	②値引しきれない残額の繰越なし	1,000円	値引なし		1,000円
【可能】 パターンB …値引残額を翌月に繰越	①定額1,300円全額を1回で値引	1,300円	値引完了		1,300円
	②値引しきれない残額を翌月繰越	800円	500円		1,300円
	③翌月値引した残額は再繰越できない	600円	600円		1,200円

留意点

2月検針後に新規で契約した者（例：3月の転入者）は、支援金の対象外となります。

支援金の対象となる場合（検針日が2月10日の場合）

- ① 2月5日に契約を開始した者に、2月10日に行った検針分の請求から値引する場合
- ② 2月10日（又は2月1日から9日までの間）の退去時に検針を行い、請求額の範囲で値引する場合
- ③ 2月10日に検針して1,000円を値引した後、2月25日の退去時に再度検針を行い、請求額の範囲で値引する場合
- ④ 2月検針分でのガス使用量が0 m³だったが、基本料金分から値引する場合
- ⑤ 契約期間が2月5日から2月25日で1カ月間に満たないが、退去時に検針を行い、請求額の範囲で値引する場合
- ⑥ 2か月に1回しか検針を行わないが、契約を締結している者に対し、3月請求分で値引する場合

支援金の対象外となる場合（検針日が2月10日の場合）

- ① 2月検針後の2月20日から契約を開始した者に、3月検針分で値引する場合
- ② 2月1日から2月9日までの間に契約を開始したが、初月であるため2月検針が行われなかった者に、3月検針分で値引する場合
- ③ 契約は継続しているが、供給を休止しているため2月検針が行われず2月の請求額が発生しない場合
- ④ 契約は継続しているが、過去の料金滞納に伴い供給を休止しているため2月検針が行われず、過去の請求額から値引を行う場合
- ⑤ 2月（及び3月）の値引額が1,300円に達しない場合に、残額を口座振込・現金還付等で追加支給（上記表パターンB③の例で100円を支給）する場合

**イ 小売事業者の状況に応じ実施：令和7年3月検針分の請求時に一括で値引
3月検針の時点で契約している方を値引の対象としてください。**

	区分	3月検針分の請求	4月検針分の請求	5月検針分の請求	支援金対象額
【可能】 パターンC …値引残額の繰越はなし	①定額1,300円全額を1回で値引	1,300円	値引完了		1,300円
	②値引しきれない残額の繰越なし	1,000円	値引なし		1,000円
【可能】 パターンD …値引残額を翌月に繰越	①定額2,000円全額を1回で値引	1,300円	値引完了		1,300円
	②値引しきれない残額を翌月繰越	800円	500円		1,300円
	③翌月値引した残額は再繰越できない	600円	600円		1,200円

留意点

3月検針後に新規で契約した者（例：4月の転入者）は、支援金の対象外となります。

支援金の対象となる場合（検針日が3月10日の場合）

- ① 3月5日に契約を開始した者に、3月10日に行った検針分の請求から値引する場合
- ② 3月10日（又は3月1日から9日までの間）の退去時に検針を行い、請求額の範囲で値引する場合
- ③ 3月10日に検針して1,000円を値引した後、3月25日の退去時に再度検針を行い、請求額の範囲で値引する場合
- ④ 3月検針分でのガス使用量が0 m³だったが、基本料金分から値引する場合
- ⑤ 契約期間が3月5日から3月25日で1カ月間に満たないが、退去時に検針を行い、請求額の範囲で値引する場合
- ⑥ 2か月に1回しか検針を行わないが、契約を締結している者に対し、4月請求分で値引する場合

支援金の対象外となる場合（検針日が3月10日の場合）

- ① 3月検針後の3月20日から契約を開始した者に、4月検針分で値引する場合
- ② 3月1日から3月9日までの間に契約を開始したが、初月であるため3月検針が行われなかった者に、4月検針分で値引する場合
- ③ 契約は継続しているが、供給を休止しているため3月検針が行われず3月の請求額が発生しない場合
- ④ 契約は継続しているが、過去の料金滞納に伴い供給を休止しているため3月検針が行われず、過去の請求額から値引を行う場合
- ⑤ 3月（及び4月）の値引額が1,300円に達しない場合に、残額を口座振込・現金還付等で追加支給（上記表パターンD③の例で100円を支給）する場合

ウ その他

値引きを実施した際は、家庭・企業等に対して、検針票、請求書、Web明細等への表示やチラシ（35・36ページ記載）などにより、次のことを明示してください。

- ・「岩手県L Pガス価格高騰対策費」による値引きであること
- ・値引額 1,300円（税抜）

（例）「岩手県のL Pガス価格高騰対策費により1,300円を値引きしています。」

「岩手県の支援により1,300円を値引きしています。」

「岩手県支援による値引額1,300円」

※県の支援で値引きしていることが分かれば、必ずしも上記通りの記載でなくても構いません。

【前回事業からの変更点】

一般消費者向けのチラシの一括送付は、値引開始までの期間が短いため今回事業では行いませんので、各小売事業者の実情に応じて周知してください。

3 本事業の対象者の要件

本事業の対象者は、以下の要件を満たす必要があります。新たに値引を実施する小売事業者においては、実施確認申請書（様式第1号）に記載する各誓約事項に同意する必要があります。

申請内容に虚偽があった場合や、要件を満たしていない場合は支給を取り消すことがあります。

- （1） L Pガスの販売事業者であること
- （2） 岩手県内でL Pガスを消費する一般消費者等に対して、岩手県が指定した単価での値引きを行い、当該事実を明示できること
- （3） 岩手県又は委託先事務局からの情報開示への協力ができること
- （4） 日本国内に金融機関の預貯金口座を有し、その口座を通じて日本円で本支援金に係る精算を行うことができること
- （5） 値引を完了したうえで、令和7年5月23日（金）までに支援金支給申請書兼請求書を提出できること
- （6） 法人等（個人又は法人をいう）代表者やその他の構成員が、各都道府県の暴力団排除条例の規定による暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力に該当しないこと

4 支援金請求の手続き

(1) 支給申請書兼請求書の提出 (令和7年5月23日(金)まで)

ア 最終の値引を実施後、支給申請書兼請求書(様式第2号)を提出してください。請求書には、値引きを行った家庭・企業等の一覧表を合わせて提出してください。

委託先事務局が請求書や帳票等の確認を行い、支給決定について通知します。

※ 後に(4)で説明する概算払請求を行った小売事業者は、概算払の入金があった後に提出してください。

提出期限は5月23日(金)ですが、2月検針分の請求で値引を実施した事業者については、4月末までの提出に協力を願います。

(2) 申請方法

申請は以下WEBサイトの書類をダウンロード等し、郵送によりご提出ください。

WEBサイト：岩手県トップページ > くらし・環境 > 安全・安心 > 防災 >

火災・ガス・電気工事業・危険物関係

> LPガス価格高騰対策費(令和6年度実施分)

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/anzenanshin/bosai/kayaku/1079677/index.html>

提出先住所：〒170-0013 東京都豊島区東池袋3-23-14

ダイハツ・ニッセイ池袋ビル8階 株式会社JTBビジネストラנסフォーム内

郵送先名称：令和6年度岩手県LPガス料金支援金事務局

電話番号：03-5396-8157

メールアドレス：iwate-lpg-sp@jbx.jtb.jp (イワテ エルピージー)

(値引を行った家庭・企業などが確認できる一覧表等の提出先)

※ 本事業の委託先である株式会社JTB盛岡支店から、系列企業である株式会社JTBビジネストラנסフォームに申請書審査と問合せ対応を再委託するものです。

(3) 申請書類

<表①：支給申請書兼請求書の提出に必要な書類> ※記載例：28ページ

番号	提出書類名
01	LPガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料支給申請書兼請求書(様式第2号) ※1枚目及び2枚目を提出してください。
02	値引を行った家庭・企業等が確認できる一覧表 参考様式：37ページ以降
03	上記一覧表を電子データ(Excel)で作成した場合、CD-Rなどに格納したもの

イ 一覧表には、下記①～④を記載して提出してください。なお、これらが記載されていれば、システムから出力されるデータ・帳票でも可能です。

①顧客管理番号・コードなど契約者ごとに区別できるもの

②市町村名 (LPガスを消費している施設の所在地)

③値引額、値引前の料金額、値引後の請求額

※データ・帳票が消費税込の金額で出力される場合、値引額等が税込である旨も記載してください。

④値引対象の顧客管理番号・コードなどが重複する場合、同一契約者が異なる所在

地の建物を複数所有するなど、異なる建物等に対する値引である旨の記載
【前回事業からの変更点】 同一の対象を二重に計上していない旨を確認するため、記載してください。

なお、提出された申請書類については、原則、返却いたしませんので、事業者用として手元に控えを1部ご用意ください。

ウ 一覧表の提出にあたっては、以下(ア)及び(イ)について協力願います。

(ア) 一覧表を電子データ(Excel)で作成した場合は、件数・金額の確認作業を円滑に行うため、印刷による提出と併せ、電子データも提出願います。

県消防安全課ホームページで公表している Excel「(様式第2号参考) 値引を行った家庭・企業等が確認できる一覧表」は、事務局側の審査・確認を円滑に行うことにもつながりますので、できる限りこの様式での提出(又は、同様の内容で独自に作成した Excel での提出)に協力をお願いします。

※ なお、値引一覧表の参考様式は、令和5年度下半期事業から値引額をチェックする関数等に一部変更がありますので、改めてダウンロードしてください。

(イ) 顧客管理番号・コードで契約者が識別可能な場合は、個人情報(氏名)を記載しない形で(黒塗り等により)提出願います。

エ 支給申請書兼請求書の提出後に、委託先事務局が無作為に抽出する家庭・企業等について、委託先事務局からの連絡に従い、値引きの事実が確認できる検針票又は請求書等の写しを提出していただきます。(最大10件)

支援金の入金は、これらの検針票又は請求書の写しの提出を受けてから概ね30日程度となりますので、ご承知おきを願います。

< 検針票等の写しの提出件数 >

区分	値引を実施した件数			
	1件から 999件まで	1,000件から 1,999件まで	2,000件から 4,999件まで	5,000件以上
1,300円で値引を実施した者	1件	2件	3件	5件
1,300円以外の金額で値引を実施した者(該当がある場合のみ提出)	1件	2件	3件	5件

(4) 概算払請求 (令和7年2月28日(金)まで)

支給申請書兼請求書は、最終の値引きを実施した後に提出することとしていますが、値引実施後に支援金の支給を受けるのでは一般消費者等への値引が困難である場合、必要に応じ、支援金の概算払請求書(様式第3号)を委託先事務局に提出してください。

妥当性が認められた場合、値引実施予定額の8割を限度として、概算払いを行うこととします。

なお、支援金の支給決定の際、支給決定額を超える概算払いが行われていたときは、その差額は返還していただくこととなります。

<表②：支援金概算払請求時に必要な書類> ※記載例：32ページ

番号	提出書類名
01	L P ガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料支給申請書兼概算払請求書（様式第3号） ※1枚目のみではなく、振込先が記載された2枚目も提出してください。

提出先住所：〒170-0013 東京都豊島区東池袋3-23-14

ダイハツ・ニッセイ池袋ビル8階 株式会社JTBビジネストラנסフォーム内

郵送先名称：令和6年度岩手県L P ガス料金支援金事務局

電話番号：03-5396-8157

6 不正及び不適切な行為の防止及び反社会的勢力の排除

(1) 不正の防止

L P ガスの小売事業者による架空の申請や水増し報告等の不正請求※等については、厳正に対処します。

※参考：不正請求について

偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各条文に規定するものをいう。）に触れる行為の他、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請又は報告情報等に虚偽の記入を行う又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない金銭の支払いを受け、又は受けようとする事と。

(2) 不適切な行為の防止

L P ガスの小売事業者が、①支援金相当分をあらかじめ単価に上乗せする等、支援対象期間に合わせた値上げを恣意的に行うこと、②支援金による値引きの価格を営業資料の料金表示に用いること等、本支援金の趣旨に反する行為を行った場合には、支給対象としない他、必要に応じて関係法令等による処分を行うことがあります。

(3) 反社会的勢力の排除

L P ガスの小売事業者は、本支援金の支給を受けるにあたり、反社会的勢力※の関与、参画その他如何なる形式の影響力の行使について、排除しなければなりません。

※参考：反社会勢力について 以下のいずれかに該当する者をいう。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
- ③ 暴力団準構成員
- ④ 暴力団関係企業
- ⑤ 総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等
- ⑥ その他前各号に準ずる者

7 個人情報の取扱い

本支援金に係る委託先事務局（その委託先を含む。）がL Pガスの小売事業者から入手した個人情報等については、適切な保護措置を講ずるものとし、本支援金の業務の範囲内でのみ使用します。

8 お問い合わせ先

支給申請書兼請求書（様式第2号）、概算払請求書（様式第3号）の郵送先
及び申請内容に係る問合せ先

- ・提出先住所：〒170-0013 東京都豊島区東池袋3-23-14
ダイハツ・ニッセイ池袋ビル8階 株式会社JTBビジネストランスフォーム内
- ・郵送先名称：令和6年度岩手県L Pガス料金支援金事務局
- ・電話番号：03-5396-8157
- ・開設期間：令和7年7月31日(木)まで（予定）
- ・受付時間：午前10時～午後5時（土日祝日は休業）

3 L P ガス利用者ガス料金支援金（令和 6 年度実施分）

支給要領（抜粋）

（趣旨）

第 1 L P ガスの価格高騰に対応するため、一般消費者等が使用する L P ガス料金の値引を行う小売事業者、及び工業用として L P ガスを使用する中小企業者に対する令和 6 年度分の支援として、L P ガス利用者ガス料金支援金を予算の範囲内において支給することとし、他の法令等の定めるところによるほか、この要領により必要な事項を定める。

（支援金の支給対象者及び支給額）

第 2 支援金の支給対象者及び支給額は、以下のとおりである。

（1） 支給対象者

ア L P ガス小売事業者ガス料金支援金及び L P ガス小売事業者事務手数料

岩手県内の一般消費者等が使用する L P ガスを供給している小売事業者のうち、以下の全ての要件を満たす者とする。

※ 一般消費者等とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号。以下「液化石油ガス法」という。）第 2 条第 2 項に規定する一般消費者等並びにガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号。以下「ガス事業法」という。）第 3 条の登録を受けた者から L P ガスを燃料として供給を受け、生活の用に供する一般消費者及びその消費する態様が生活の用に供する場合に類似している者をいう。

ただし、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）若しくは地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）により設立された法人により設置又は管理等が行われている施設で供給を受けている者を除く。

※ 小売事業者とは、液化石油ガス法第 3 条第 1 項の登録を受けた者及びガス事業法第 3 条の登録を受けた者であって、家庭・企業等に L P ガスを販売する者をいう。

（ア） L P ガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料実施確認申請書（様式第 1 号）を提出し、県の確認を受けた者

ただし、L P ガス利用者ガス料金支援金支給要領（令和 5 年 8 月 2 日制定）第 4 第 1 項又は L P ガス利用者ガス料金支援金（令和 5 年度追加実施分）支給要領（令和 5 年 12 月 20 日制定）第 4 第 1 項に定める L P ガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料実施確認承認通知を受けた者は、本支援金において県の確認を受けた者とみなす。

（イ） 本要領に定める方法で、一般消費者等への値引を実施する者

イ 中小企業者工業用 L P ガス料金支援金 [略]

（2） 支給額の算定

ア L P ガス小売事業者ガス料金支援金

令和 7 年 2 月又は 3 月の検針分の料金の請求において、値引を行った場合、その値引に要した額を支給する。支援金は 1 契約あたり 1,300 円 を上限とし、実際の値引額がこの額を下回った場合は、当該金額を支給する。

イ LPガス小売事業者事務手数料

値引を実施した一般消費者等の数に応じ、下記の区分により定額を交付する。

一般消費者等に値引を実施した件数	交付額
1件から999件まで	151,000 円
1,000件から1,999件まで	236,000 円
2,000件から4,999件まで	321,000 円
5,000件以上	491,000 円

ウ 中小企業者工業用LPガス料金支援金 [略]

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる小売事業者又は中小企業者については支援金の支給対象外とする。

- (1) 代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有している者であること。
- (2) 上記のほか、本支援金の目的に照らして適当でないと知事が認めた小売事業者又は中小企業者

（支給申請）

第3 支援金の支給を受けようとする者は、別表第1に定める期日までに同表に定める書類を、知事に提出するものとする。

（実施の確認及び支給の決定）

第4 知事は、第3の規定によるLPガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料実施確認申請書（様式第1号）の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、LPガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料実施確認承認通知書（様式第4号）により、当該申請をした者（以下「確認申請者」という。）にその旨を通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による実施確認申請を承認しないことと決定したときは、その旨をLPガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料実施確認不承認通知書（様式第5号）により確認申請者に通知するものとする。

3 知事は、第3の規定によるLPガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料支給申請書兼請求書（様式第2号）の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、LPガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料支給決定通知書（様式第6号）により、当該申請をした者（以下「支給申請者」という。）にその旨を通知するとともに、支援金を支給するものとする。

4 知事は、支援金を支給しないことと決定したときは、その旨をLPガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料不支給決定通知書（様式第7号）により支給申請者に通知するものとする。

5 第3の規定による支援金の支給を受けようとする者のうち、LPガス利用者ガス料金支援金支給要領（令和5年8月2日制定）第4第1項又はLPガス利用者ガス料金支援金（令和5年度追加実施分）支給要領（令和5年12月20日制定）第4第1項に定めるLPガ

ス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料実施確認承認通知を受けた者は、本支給要領第4第1項に定めるLPガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料実施確認承認通知書（様式第4号）による通知を受けた者とみなす。

6 中小企業者工業用ガス料金支援金 [略]

7 知事は、支援金の支給に当たっては、支援金の支給の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

（概算払請求）

第5 知事は、第3の規定によるLPガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料支給申請書兼概算払請求書（様式第3号）の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、LPガス小売事業者ガス料金支援金については申請額の8割以内、LPガス小売事業者事務手数料については申請額の5割以内を概算払することができる。

（申請書類の保管）

第6 申請者は、支援金の支給後においても、支給申請書類及びその証拠書類等を5年間保存し、知事から提出を求められた場合には、速やかに提出しなければならない。

（調査等）

第7 知事は、支援金の支給に関し、必要があると認めるときは、申請者に対し報告を求め、文書を提出させ、又は実地に調査を行うことができる。

（支給決定の取消）

第8 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正な手段により支援金の支給決定を受けたとき。
- （2）支援金の支給決定の条件又はこの要領の規定に違反したとき。
- （3）前2号に掲げるもののほか、知事が不相当と認める事由が生じたとき。

（返還）

第9 知事は第8の規定による支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に支援金を支給しているときは、期限を定めて当該支援金を返還させるものとする。

（その他）

第10 この要領に定めるもののほか、支援金の支給に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年12月23日から施行する。

別表第 1（第 3 関係）

（１）ＬＰガス小売事業者ガス料金支援金及びＬＰガス小売事業者事務手数料

提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期限
1 ＬＰガス小売事業者ガス料金支援金 及び事務手数料実施確認申請書	様式第 1 号	1 部	令和 7 年 1 月 24 日（金）
2 ＬＰガス小売事業者ガス料金支援金 及び事務手数料支給申請書兼請求書	様式第 2 号	1 部	令和 7 年 5 月 23 日（金）
3 ＬＰガス小売事業者ガス料金支援金 及び事務手数料支給申請書兼概算払請 求書	様式第 3 号	1 部	令和 7 年 2 月 28 日（金）
4 その他知事が必要と認める書類		1 部	別に定める

（２）中小企業者工業用ＬＰガス料金支援金 [略]

4 LPガス小売事業者ガス料金支援金 Q & A

- 1 事業の基本事項について
- 2 周知について
- 3 値引きの方法及びその表示方法について
- 4 支援金の支給対象者について
- 5 値引対象となる消費者について
- 6 値引実績の報告について
- 7 支援金請求について

＜見出しの説明＞

【変更なし】

変更がない項目

【設問追加】 Q 6－6

今回のQ & Aで、追加した項目

1 事業の基本事項について

Q 1－1 【変更なし】 本事業の目的や趣旨は。

A 1－1 電気・都市ガス料金の負担軽減策を国が実施している中、岩手県内のLPガスについても、その料金が高止まりしていることを受け、家庭・企業等の負担軽減を目的に実施するものです。

Q 1－2 【変更なし】 質量販売は対象とならないのか。

A 1－2 対象となりません。質量販売の場合、イベントやレジャーでの一時利用、屋台などの業務利用が多く、本事業の目的である「生活者支援としての継続的なLPガス利用者の負担軽減」に合致しないこと、利用時期や場所の確認ができないこと、複数の販売事業者から購入した場合に販売実績の確認ができず重複の排除ができないものです。

Q 1－3 【変更なし】 事業所が岩手県外にある販売事業者だが、岩手県内の家庭・企業等の値引きをした場合は本事業の対象になるか。

A 1－3 岩手県内の一般消費者等に対し値引きを行う販売事業者が対象となりますので、事業所が他県にある場合や、販売登録が国や他県の場合でも対象になります。

Q 1－4 【変更なし】 岩手県に顧客がいる営業所が複数ある場合は、本社から申請するのか、営業所から申請するのか。

A 1－4 本社から申請できますが、申請書は、販売店許可を受けた営業所ごとに作成願います。

Q 1 - 5 【変更なし】値引単価（1,300円）はどのように設定したか。

A 1 - 5 一般財団法人日本エネルギー経済研究所石油情報センターが公表している家庭用LPガスの小売価格（10立方メートル）の値上がり額の6か月分を、国が令和6年8月から10月に実施した酷暑対策及び令和7年1月から3月に実施する都市ガス料金の負担軽減策に準じ、7分の1相当額を支援することとし、これに冬期間のガス使用量の増加分を加味したものです。

2 周知について

Q 2 - 1 【変更なし】本事業による値引きについて、一般消費者等への周知はどのように行えばよいか。

A 2 - 1 一般消費者等への周知は、実施マニュアル（35・36ページ）に記載されるチラシ（A4版または小型）のひな型などを使用して、値引き実施前までに行ってください。また、小売事業者が独自の周知を行っていただいても差し支えありません。

本事業については、県ホームページ等で周知を行います。

3 値引きの方法及びその表示方法について

Q 3 - 1 【変更なし】10ページで「値引きを実施した際は、家庭・企業等に対して、検針票、請求書、Web明細等への表示や別紙（35・36ページ記載）などにより、次のこと（値引について）を明示すること」と記載があるが、システム上、契約者個別にコメントを入力できない場合、値引額を記載しなくてもよいか。

A 3 - 1 利用料金計算の中で値引額が明示され、コメント欄に岩手県による値引である旨が明示されれば、コメントの欄の中に値引額が記載できなくても、差し支えありません。

Q 3 - 2 【変更なし】値引きは、消費税率を乗じる前と後、どちらの金額で処理するのか。

A 3 - 2 以下のどちらかで値引を行ってください。

（例1）消費税を乗じる前の金額で値引を処理する場合

・6,800円（元値）－ 1,300円（値引き額）＝ 5,500円

・5,500円×1.1（消費税）＝ 6,050円

（例2）消費税を乗じた後の金額で値引を処理する場合

・7,480円（元値）－ 1,430円（値引き額）＝ 6,050円

いずれの処理の場合でも、県の支援金は1,300円です。

Q 3 - 2 - 2 【変更なし】請求書で消費税を元々表記していないが、値引額を初めから税込金額で表示して良いか。

A 3 - 2 - 2 税込金額（1,430円）で表示して良いです。

Q 3 - 3 【変更なし】自社独自の値引を実施している。システムの都合上、検針票には自社の値引額と県の値引額の合算額しか表記できないが、対応はどのようにしたらよいか。

また、支給申請書兼請求書（様式第2号）提出の際の資料である値引を行った家庭等が確認できる一覧表については、システムから出力される帳票の提出を予定している。値引額には自社の値引額と県の値引額の合算額しか記載されないが構わないか。

A 3 - 3 契約者に発行する請求書には、自社の値引額と県の値引額の合算額が記載されていても構いません。ただし、検針票等には県事業による値引きであることを明示いただく必要があります。

また、支給申請書兼請求書の（様式第2号）提出時に添付していただく一覧表は、システムから出力される帳票で構いませんが、例えば「自社独自で〇〇円値引している」など、自社独自の値引の実施と値引額が分かるように帳票に記載願います。

Q 3 - 4 【変更なし】従量料金だけの契約で請求額が毎月200円前後であり、2月検針分の請求額では値引が完了しない場合、どのように対応すればよいか。

A 3 - 4 2月検針分の請求額を上限として、値引を終了してください。

3月検針分の請求に繰越することも可能ですが、3月検針分の請求までに引ききれなかった残額は、県の支援金としては支給されません。請求額を上回る分について、現金還付は行わないでください。

Q 3 - 5 【変更なし】値引を行う場合、ガス料金以外のガス漏れ警報器リース料や設備使用料、機器販売費用等、お客さまへ請求するガス料金からも値引できるか。

A 3 - 5 ガス料金（基本料金及び従量料金）以外からの値引はできません。

4 支援金の支給対象者について

Q 4 - 1 【変更なし】支給対象外の一般消費者等に値引をしてしまった場合、支援金は返還しなければならないか。

A 4 - 1 支援対象外の一般消費者等に値引を行った際は、その分の支援金は交付されません。

5 値引対象となる消費者について

Q 5 - 1 【変更なし】値引きの対象者は。

A 5-1 液化石油ガス法第2条第2項で規定される一般消費者等、並びにガス事業法第3条の登録を受けた者からLPガスを燃料として供給を受け、生活の用に供する一般消費者及びその消費する態様が生活の用に供する場合に類似している者であって、岩手県内でLPガスを消費する者になります。

また、コミュニティーガス（旧簡易ガス）も、対象になります。

体積販売で供給されている者が対象であり、質量販売については、対象となりません。

Q 5-2 【変更なし】 公的機関は対象外と記載されているが、役所などが民間委託している施設は対象となるのか。

A 5-2 民間委託している場合であっても、国又は地方公共団体もしくは独立行政法人により設置又は管理等が行われている施設（公的機関）は対象外になります。

Q 5-3-1 【変更なし】 公民館は値引の対象となるのか。

A 5-3-1 市町村が設置・管理している公民館は対象外ですが、町内会等で設置・管理している公民館は値引の対象となります。

Q 5-3-2 【変更なし】 公益財団法人や第三セクターが管理している施設は対象となるのか。

A 5-3-2 原則として値引の対象となります。ただし、公益財団法人等が管理している場合であっても、国又は地方公共団体もしくは独立行政法人が設置し、公益財団法人等が管理している施設（公共施設）は対象外になります。

Q 5-3-3 【変更なし】 県営住宅や市町村営住宅、公務員公舎は値引の対象となるのか。警察の駐在所は値引の対象となるのか。

A 5-3-3 入居者が契約を締結し、入居者がガス料金を支払っている場合は、値引の対象となります。

Q 5-3-4 【変更なし】 市町村の設置した施設内でレストランや売店などを営業しているテナントは値引の対象となるのか。

A 5-3-4 市町村の設置した施設の一部を借り受け、レストランや売店などを営業している場合、テナントがLPガス販売店と直接契約している場合は、値引の対象となります。

ただし、テナントが、指定管理者に指定され、入居している市町村の設置した施設全体を管理している場合や、施設の一部を借り受け、レストランや売店などを営業している場合であっても、施設の設置者や指定管理者等がLPガス販売店と契約している場合は、対象外となります。

Q 5-4 【変更なし】 令和7年2月に利用実績がない（0 m³）の場合は支援の対象となるのか。

A 5-4 1,300円の値引対象となります。

Q 5-5 【変更なし】事業所などで使用されるLPガスも本事業の対象に含まれるのか。

A 5-5 本事業の対象は、液化石油ガス法第2条第2項で規定される一般消費者等であり、事業所が使用する場合であっても、用途が、冷暖房用や飲食物の調理用、風呂等の湯沸かし用など、液化石油ガス法の一般消費者等に該当するものであれば対象になります。

Q 5-6 【変更なし】居住棟とは別に、工場の製品の製造やビニールハウス等（工業用・農業用）が存在し、それぞれ別契約（別メーター）となっている場合、値引き対象はどうなるか。

A 5-6 液化石油ガス法における一般消費者等が対象となります。このため、居住用は対象となりますが、工業用や農業用については、対象外となります。
契約（ガスメーター）ごとに、値引き対象となるか御確認ください。

Q 5-7 【変更なし】1世帯又は1事業者（契約ごと）が、一つの施設に複数のメーターを取り付けている場合、メーターごとに値引を実施するのか。

A 5-7 親メーターの契約で子メーター分の料金も支払っている場合、親メーターと子メーターを合算した請求額から1,300円を値引してください。
なお、従量料金のみ料金体系となっている場合は、請求額を上限として値引を実施することができます。

Q 5-8 【変更なし】1世帯又は1事業者（契約ごと）が、複数の小売事業者と契約し、一つの施設にそれぞれの小売事業者のメーターを取り付けている場合、メーターごとに値引を実施するのか。

A 5-8 複数の小売事業者と契約している場合は、それぞれの小売事業者において値引きすることとなります。

Q 5-9 【変更なし】集合住宅において、入居者が契約せず、会社が一括して契約している場合、値引き対象はどうなるのか。

A 5-9 メーターごとに契約している場合は、メーターごとに値引の対象となります。
また、メーターを複数設置しているが、基本料金は徴収せずに使用量を確認するためのメーターを含む場合は、基本料金を徴収しているメーターと請求額を合算し、合算後の請求額から1,300円を値引してください。

Q 5-10 【変更なし】1事業者で、離れた場所に複数の施設を有し、それぞれの施設にメーターを取り付けている場合、メーターごとに値引きを実施するのか。

A 5-10 メーターごとに契約している場合は、メーターごとに値引の対象となります。
また、メーターを複数設置しているが、基本料金は徴収せずに使用量を確認するためのメーターを含む場合は、基本料金を徴収しているメーターと請求額を合算し、合算後の請求額から1,300円を値引してください。

Q 5 - 11 【変更なし】 L P ガス小売事業者の自家使用分は値引の対象となるのか。

A 5 - 11 液化石油ガス法の一般消費者等としての消費で、自家使用した分を売上として財務処理している場合は、値引の対象となります。

Q 5 - 12 【変更なし】 L P ガスの使用場所は県内だが、契約者は県外の業者や県外に居住している方は、値引の対象となるのか。

A 5 - 12 値引の対象となるのは、岩手県内で L P ガスを消費する者となりますので、契約者が県外の業者や県外に居住している方も値引の対象となります。

6 値引実績の報告について

Q 6 - 1 【変更なし】 小売事業者の事務が複雑な部分がある。支給申請書兼請求書（様式第 2 号）の添付書類である値引を行った家庭・企業等が確認できる一覧表等は省略できないのか。

A 6 - 1 国の補助を受け、支援金を支払う上で根拠資料による確認が必要となりますので、ご理解をお願いします。

Q 6 - 2 【変更なし】 請求書提出後、値引の事実が確認できる検針票等の写しを一部（最大10件）提出するとあるが、検針伝票等事業者控えが残らない場合、（Web明細等）値引きの事実はどう確認するのか。

A 6 - 2 値引き額を明示した検針伝票の写真、検針データを取り込んだシステムの利用世帯の値引額が確認できるスクリーンショット等で確認します。

Q 6 - 3 【変更なし】 請求書提出後、値引の事実が確認できる検針票等の写しを一部（最大10件）提出するとあるが、システムの改修ができず、値引額の明示ができない場合、委託先事務局における値引の事実はどう確認するのか。

A 6 - 3 検針伝票（値引き前）＋値引き額を明示した別紙、あるいは検針データを取り込んだシステムの利用世帯の値引額が確認できるスクリーンショット等で確認します。

Q 6 - 4 【変更なし】 請求書に添付して提出する一覧表について、当社で使用しているシステムから出力されたデータ・帳票では、契約者（施設所在地）の市町村名が記載されていない。契約者（施設所在地）の市町村名の記載を省略できないか。

A 6 - 4 一覧表に市町村名を記載していただくのは、岩手県内の一般消費者等に対し、値引きを実施しているか確認するためであり、契約者（施設所在地）の市町村名を記載してください。

なお、一覧表に提出にあたっては、記載が必要な項目すべてが、一つの一覧表に記載されていなくても構いませんので、例えば、値引きを実施する月の値引額の一覧表とは別に、契約者（施設所在地）ごとに区別できる顧客管理番号・コードと市町村名が記載された契約者データの一覧表を添付しても結構です。

Q 6 - 5 【変更なし】一覧表を独自様式で作成するが、なぜ、値引額のほかに、値引前の料金額と値引後の請求額を記載する必要があるのか。

A 6 - 5 請求額が1,300円を下回る契約者について、誤って1,300円の支援金を請求していないかを確認するためですので、ご理解をお願いします。

Q 6 - 6 【今回追加】11ページに、一覧表に「④値引対象の顧客管理番号・コードなどが重複する場合、同一契約者が異なる所在地の建物を複数所有するなど、異なる建物等に対する値引である旨の記載」を行うことが今回追加されたが、なぜ記載する必要があるのか。

A 6 - 6 誤って同一の値引対象をリストに重複して計上していないかをチェックするためです。

なお、県ホームページで公表している Excel 「（様式第 2 号参考）値引を行った家庭・企業等が確認できる一覧表」では、右端の重複確認チェック欄の関数で重複がないか点検できますので、必要に応じて修正し、備考欄に説明を記載願います。

7 支援金請求について

Q 7 - 1 【変更なし】2月検針分の請求分で値引を実施した後、3月検針分の請求で残額を値引する場合、委託先事務局への請求はどのように行えばよいか。

A 7 - 1 支給申請書兼請求書は1回のみ提出ですので、3月検針分の請求で残額を値引した後に請求願います。

なお、支援金の概算払請求により、値引原資の予定額の8割の支給を受けることが可能です。

Q 7 - 2 【変更なし】LPガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料支給申請書兼請求書（様式第2号）の「3 値引完了日」はいつの日を記載するのか。

A 7 - 2 現金徴収、銀行振込、口座振替の場合のいずれも請求書発行日となります。

5 提出書類（様式、記載例）

様式第2号

令和 年 月 日

岩手県知事 様

請求者 住所

氏名

（法人にあっては名称
及び代表者の氏名）

販売所名

L P ガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料支給申請書兼請求書

L P ガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料（令和6年度実施分）の支給を受けたいので、L P ガス利用者ガス料金支援金（令和6年度実施分）支給要領に従うことを承知の上、本書面に関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

なお、別添一覧表に記載がある家庭・企業等については、L P ガスを岩手県内で消費する者に相違ありません。

また、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人により設置又は管理等が行われている施設等、支給対象外とすべき者は含まれておりません。

記

1 申請額兼請求額

	金額（円）	内訳（円）	
		ガス料金支援金	事務手数料
（1）申請額兼請求額			
（2）概算払受領済額			
（3）今回請求額 ※（1）－（2）			

※ 値引を行った家庭・企業等が確認できる一覧表を添付すること。

2 値引実施の状況

	値引を実施した件数（件）	値引実績額（円、税抜）
合計	件	
（1）1,300円を値引	件	
（2）1,300円未満で値引	件	

※ 値引を行った家庭・企業等が確認できる一覧表の合計と一致すること。

3 値引完了日

令和7年 月 日

4 家庭用L P ガス小売価格の状況

使用量	令和7年2月の状況		令和6年10月の状況	
	家庭用L P ガス 小売価格(税込) (円)	左記のうち 基本料金(税込)	請求者における 家庭用L P ガス 小売価格(税込)	(参考) 県平均 家庭用L P ガス 小売価格(税込)
10.0m ³				10,441 円

5 振込先(本支店等及び口座種別は該当するものを○で囲む。)

金融機関名				本・支店名	本店 支店 出張所		
口座種別	普通預金			当座預金			
口座番号							
(フリガナ)							
届出名義							

6 連絡担当者

氏名			
電話番号		ファックス番号	
メールアドレス			

※ 後日事務局から、値引の事実が確認できる検針票・請求書等の写しの提出を求めます。

令和 7 年 3 月 15 日

岩手県知事 様

請求者 住所 盛岡市内丸 10 番 1 号
 氏名 株式会社内丸 L P ガス
 代表取締役社長 県北太郎
 販売所名 沿岸営業所

L P ガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料支給申請書兼請求書

L P ガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料（令和 6 年度実施分）の支給を受けたいので、L P ガス利用者ガス料金支援金（令和 6 年度実施分）支給要領に従うことを承知の上、本書面に関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

なお、別添一覧表に記載がある家庭・企業等については、L P ガスを岩手県内で消費する者に相違ありません。

また、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人により設置されている施設等、支給対象外とすべき者は含まれておりません。

（３）今回請求額（精算額）は、（１）申請額兼請求額（値引額の合計）から、（２）概算払受領済額を差し引いて算出してください。

記

1 申請額兼請求額

	金額（円）	内訳（円）	
		ガス料金支援金	事務手数料
（１）申請額兼請求額	4,392,459	4,071,459	321,000
（２）概算払受領済額	3,436,500	3,276,000	160,500
（３）今回請求額 ※（１）－（２）	955,959	795,459	160,500

※ 値引を行った家庭・企業等が確認できる一覧表を添付する。

金額が一致

2 値引実施の状況

	値引を実施した件数（件）	値引実績額（円、税抜）
合計	3,145 件	4,071,459
（１）1,300円を値引	3,000 件	3,900,000
（２）1,300円未満で値引	145 件	171,459

※ 値引を行った家庭・企業等が確認できる一覧表の合計と一致すること。

3 値引完了日

令和 7 年 2 月 26 日

（様式第 2 号参考）値引を行った家庭・企業等が確認できる一覧表（37 ページ）を添付してください。

所定の事項（11 ページ）が記載されていれば、独自様式も可能です。

4 家庭用L P ガス小売価格の状況

使用量	令和7年2月の状況		令和6年10月の状況	
	家庭用L P ガス 小売価格(税込) (円)	左記のうち 基本料金(税込)	請求者における 家庭用L P ガス 小売価格(税込)	(参考) 県平均 家庭用L P ガス 小売価格(税込)
10.0m ³	10,890	2,200	10,560	10,441 円

5 振込先（本支店等及び口座種別は該当するものを○で囲む。）

金融機関名	内丸銀行			本・支店名		県庁 本店 支店 出張所	
口座種別	普通預金			当座預金			
口座番号	1	2	3	4	5	6	7
(フリガナ)	カ) ウチマルエルピーガス						
届出名義	株式会社内丸L P ガス						

6 連絡担当者

氏名	県北次郎		
電話番号	019-651-3111	ファックス番号	019-629-5174
メールアドレス	AJ0010@pref.iwate.jp		

※ 後日事務局から、値引の事実が確認できる検針票・請求書等の写しの提出を求めます。

岩手県知事 様

請求者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名
販売所名 _____

L P ガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料支給申請書兼概算払請求書

L P ガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料（令和6年度実施分）の概算払による支給を受けたいので、L P ガス利用者ガス料金支援金（令和6年度実施分）支給要領に従うことを承知の上、本書面に関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 概算払を必要とする理由

値引を令和7年 月 日に実施するにあたり、概算払を受けない場合、資金繰りに支障をきたすため。

2 申請額兼請求額

請求額（円） （A）＋（B）	ガス料金支援金（A） （C×80％以内）	事務手数料（B） （Eのいずれか×50％以内）

（1） ガス料金支援金

値引実施予定件数（件）	値引単価	支援金予定額 件数×値引単価（円）
（D）	1,300 円	（C）

※ 概算払の額（A）は、支援金予定額の合計（C）の80％以内であること。

（2） L P ガス小売事業者事務手数料

値引実施予定件数	件数の区分	交付額	50％（E）
（D） 件	1件から999件まで	151,000 円	75,500 円
	1,000件から1,999件まで	236,000 円	118,000 円
	2,000件から4,999件まで	321,000 円	160,500 円
	5,000件以上	491,000 円	245,500 円

※ 概算払の額（B）は、（D）の件数の区分に応じたいずれかの事務手数料の金額×50％以内（E）であること。

3 振込先 (本支店等及び口座種別は該当するものを○で囲む。)

金 融 機 関 名					本・支店名	本 店 支 店 出張所	
口 座 種 別	普通預金				当座預金		
口 座 番 号							
(フリガナ)							
届 出 名 義							

4 連絡担当者

氏 名			
電 話 番 号		ファックス番号	
メールアドレス			

令和 7 年 1 月 31 日

岩手県知事 様

請求者 住所 盛岡市内丸 10 番 1 号
 氏名 株式会社内丸 L P ガス
 代表取締役社長 県北太郎
 販売所名 沿岸営業所

L P ガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料支給申請書兼概算払請求書

L P ガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料（令和 6 年度実施分）の概算払による支給を受けたいので、L P ガス利用者ガス料金支援金（令和 6 年度実施分）支給要領に従うことを承知の上、本書面に関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 概算払を必要とする理由

値引を令和 7 年 **2 月 1 5 日** に実施するにあたり、概算払を受けない場合、資金繰りに支障をきたすため。

2 申請額兼請求額

請求額（円） （A）＋（B）	ガス料金支援金（A） （C×80%以内）	事務手数料（B） （Eのいずれか×50%以内）
3,436,500 円	3,276,000 円	160,500 円

(1) ガス料金支援金

値引実施予定件数（件）	値引単価	支援金予定額 件数×値引単価（円）
(D) 3,150 件	1,300 円	4,095,000 円 (C)

※ 概算払の額(A)は、支援金予定額の合計(C)の 80%以内であること。

(2) L P ガス小売事業者事務手数料

値引実施予定件数	件数の区分	交付額	50% (E)
(D) 3,150 件	1 件から 999 件まで	151,000 円	75,500 円
	1,000 件から 1,999 件まで	236,000 円	118,000 円
	2,000 件から 4,999 件まで	321,000 円	160,500 円
	5,000 件以上	491,000 円	245,500 円

※ 概算払の額(B)は、(D)の件数の区分に応じたいずれかの事務手数料の金額×50%以内(E)であること。

3 振込先（本支店等及び口座種別は該当するものを○で囲む。）

金融機関名	内丸銀行			本・支店名	県庁 本店 支店 出張所		
口座種別	普通預金 当座預金						
口座番号	1	2	3	4	5	6	7
(フリガナ)	カ) ウチマルエルピーガス						
届出名義	株式会社内丸LPガス						

4 連絡担当者

氏名	県北次郎		
電話番号	019-651-3111	ファックス番号	019-629-5174
メールアドレス	AJ0010@pref.iwate.jp		

6 県から小売事業者への通知書

様式第 6 号

消 安 第 号
令和 年 月 日

(申請小売事業者) 様

岩手県知事

L P ガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料支給決定通知書

令和 7 年 3 月 1 5 日付けで申請があった標記支援金(令和 6 年度実施分)について、
下記のとおり支給を決定したので、L P ガス利用者ガス料金支援金(令和 6 年度実施
分)支給要領第 4 第 3 項の規定により通知します。

記

1 対象となる販売所

販売所の名称	販売所の所在市町村	値引実施件数(件)
沿岸営業所	宮古市	3,145

2 支給決定額(令和 6 年度実施分)

金 4,392,459 円

3 支給決定額内訳

- ・ L P ガス小売事業者ガス料金支援金 4,071,459 円
- ・ L P ガス小売事業者事務手数料 321,000 円

(A 4)

7 LPガス価格高騰対策事業のお知らせ（一般消費者用チラシ）

岩手県内でLPガスを利用している皆様へ

岩手県 LPガス価格高騰対策事業 （令和6年度実施分）のお知らせ

LPガスの価格高騰に対応するため、岩手県内の一般消費者等が使用するLPガス料金の値引を行い、県民生活を支援する事業を実施します。

値引の対象 となる方

岩手県内の家庭及び飲食店などの業務用としてLPガスを使用する一般消費者等（個別供給、集団供給、コミュニティーガス団地）

※一般消費者等とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第2条第2項に規定する一般消費者等をいいます。

契約者が公共機関等の場合は対象外です。

料金値引額

1契約あたり**1,300円**（税抜）を上限に値引します。

※請求額が1,300円を下回る場合、原則として請求額を上限として値引は終了しますが、翌月に一部が繰り越される場合があります。

値引実施 時期・手続

原則として、令和7年2月検針分の請求時に一括で値引きを行います。

※LPガス販売店によっては、3月検針分の請求時等に値引きを行う場合があります。

消費者である皆様自身の手続や、各販売店への申込は不要です。

ご不明な点がございましたら、お取引されているLPガス販売店までお問い合わせください。

販売店使用欄

岩手県復興防災部消防安全課 Mail AJ0010@pref.iwate.jp
TEL 019-629-5151 FAX 019-629-5174

8 検針票・請求書等に岩手県支援が記載できない場合の別紙

(小型チラシ)

お客様へ 岩手県の支援により、2月検針分のガス料金から1,300円（消費税抜き）を上限として値引きしています。 ※税込では1,430円の値引きとなります。 ※ご利用料金が1,300円未満のお客様は、請求額が値引き額となります。	お客様へ 岩手県の支援により、2月検針分のガス料金から1,300円（消費税抜き）を上限として値引きしています。 ※税込では1,430円の値引きとなります。 ※ご利用料金が1,300円未満のお客様は、請求額が値引き額となります。
お客様へ 岩手県の支援により、2月検針分のガス料金から1,300円（消費税抜き）を上限として値引きしています。 ※税込では1,430円の値引きとなります。 ※ご利用料金が1,300円未満のお客様は、請求額が値引き額となります。	お客様へ 岩手県の支援により、2月検針分のガス料金から1,300円（消費税抜き）を上限として値引きしています。 ※税込では1,430円の値引きとなります。 ※ご利用料金が1,300円未満のお客様は、請求額が値引き額となります。
お客様へ 岩手県の支援により、2月検針分のガス料金から1,300円（消費税抜き）を上限として値引きしています。 ※税込では1,430円の値引きとなります。 ※ご利用料金が1,300円未満のお客様は、請求額が値引き額となります。	お客様へ 岩手県の支援により、2月検針分のガス料金から1,300円（消費税抜き）を上限として値引きしています。 ※税込では1,430円の値引きとなります。 ※ご利用料金が1,300円未満のお客様は、請求額が値引き額となります。
お客様へ 岩手県の支援により、2月検針分のガス料金から1,300円（消費税抜き）を上限として値引きしています。 ※税込では1,430円の値引きとなります。 ※ご利用料金が1,300円未満のお客様は、請求額が値引き額となります。	お客様へ 岩手県の支援により、2月検針分のガス料金から1,300円（消費税抜き）を上限として値引きしています。 ※税込では1,430円の値引きとなります。 ※ご利用料金が1,300円未満のお客様は、請求額が値引き額となります。
お客様へ 岩手県の支援により、2月検針分のガス料金から1,300円（消費税抜き）を上限として値引きしています。 ※税込では1,430円の値引きとなります。 ※ご利用料金が1,300円未満のお客様は、請求額が値引き額となります。	お客様へ 岩手県の支援により、2月検針分のガス料金から1,300円（消費税抜き）を上限として値引きしています。 ※税込では1,430円の値引きとなります。 ※ご利用料金が1,300円未満のお客様は、請求額が値引き額となります。

9 (様式第2号参考) 値引を行った家庭・企業等が確認できる一覧表 (税抜集計の場合)

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N
1	値引を行った家庭・企業等の一覧表（支援金支給申請書兼請求書（様式第2号）添付書類）										黄色のセルに入力		税抜集計	
2														
3		販売所名												
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11	通し 番号	顧客コード等	市町村名	料金額（税抜） （値引前）	請求額（税抜） （値引後）	値引した額 （円）	料金額（税抜） （値引前）	請求額（税抜） （値引後）	値引した額 （円）	（合計）	値引額 チェック	（合計）	備考	重複確認 チェック
12	（例1）	例）08401810	盛岡市	1,200	0	1,200	1,200	1,100	100	1,300	○	1,300	（適切な値引です）	1
13	（例2）	例）33669900	釜石市	1,148	0	1,148	0	0	0	1,148	値引残	1,148	（適切な値引です）	1
14	（例3）	例）18100150	墨州市	3,000	2,300	700	0	0	0	700	値引残	700	要修正、1,300円まで値引可能	1
15	（例4）	例）33410104	久慈市	1,100	-200	1,300	0	0	0	1,300	マイナス請求	1,300	要修正、請求額を0円に （例1又は例2に修正）	1
16	（例5）	例）18103550	岩手町	3,000	800	2,200	0	0	0	2,200	要確認	2,200	要修正、値引は1,300円以内	1
17	例6ア	例）08401810	盛岡市	3,000	1,700	1,300	0	0	0	1,300	○	1,300	通し番号例6イとは、同一敷地 内別建物	2
18	例6イ	例）08401810	盛岡市	3,100	1,800	1,300	0	0	0	1,300	○	1,300	通し番号例6アとは、同一敷地 内別建物	2
19	例6ウ	例）岩手太郎	盛岡市	3,000	1,700	1,300	0	0	0	1,300	○	1,300	通し番号例6エとは、同姓同名 だが別人物（盛岡市内丸）	2
20	例6エ	例）岩手太郎	盛岡市	3,100	1,800	1,300	0	0	0	1,300	○	1,300	通し番号例6ウとは、同姓同名 だが別人物（盛岡市新庄）	2
21	1	1234	八幡平市	1,500	200	1,300			0	1,300	○	1,300		1
22	2	2345	滝沢市	1,555	255	1,300			0	1,300	○	1,300		1
23	3	1810	矢巾町	1,230	0	1,230			0	1,230	値引残	1,230	通し番号4とは、同一名義別建 物	2
24	4	1810	紫波町	3,600	2,300	1,300			0	1,300	○	1,300	通し番号3とは、同一名義別建 物	2
25	5	3456	岩手町	10,780	9,480	1,300					○			1
26	6	4567	雫石町								○			1
27	7										○			0
28	8										○			0
29	9										○			0
30	10								0	1,300	○			0
31	11								0	1,100	値引残	1,100		0

30	10			2,800	0	1,300			0	1,300	○			0
31	11			1,100	0	1,100			0	1,100	値引残	1,100		0
32	12			1,212	0	1,212			0	1,212	値引残	1,212		0
33	13			1,320	20	1,300			0	1,300	○	1,300		0
34	14			1,434	134	1,300			0	1,300	○	1,300		0
35	15			1,540	240	1,300			0	1,300	○	1,300		0
36	16			776	0	776			0	776	値引残	776		0
37	17			1,210	0	1,210			0	1,210	値引残	1,210		0
38	18			1,328	28	1,300			0	1,300	○	1,300		0
39	19			1,430	130	1,300			0	1,300	○			0
40	20			1,540	240	1,300			0	1,300	○			0
41	21			4,510	3,210	1,300			0	1,300	○			0
42	22			4,620	3,320	1,300			0	1,300	○			0
43	23			4,730	3,430	1,300			0	1,300	○			0
44	24			4,840	3,540	1,300			0	1,300	○			0
45	25			4,950	3,650	1,300			0	1,300	○			0
46	26			5,060	3,760	1,300			0	1,300	○			0
47	27			5,170	3,870	1,300			0	1,300	○			0
48	28			5,280	3,980	1,300			0	1,300	○			0
49	29			5,388	4,088	1,300			0	1,300	○			0
50	30			5,502	4,202	1,300			0	1,300	○			0
51														
52														
53			合計	101,169	63,141	38,028	0	0	0	38,028		支援金の額 (合計)	38,028	
54														
55			<一覧の留意事項>											
56			※「通し番号」	: 対象者数を確認できるように記載してください。										
57			「顧客コード等」	: 個人を識別するために記載してください。										
58			「備考」	: 「顧客コード等」に氏名を記載する場合、同姓同名や法人名が同一の対象者について識別可能になる情報などを記載してください。										
59				: 「顧客コード等」に重複がある場合（重複確認チェックに1以外の数字が表示された場合）、それぞれ異なる対象で適切な値引である旨の説明を記載してください。										
60				(例) 同一名義別住所、同一敷地内別建物、法人統一コード・別契約、複数設置・メーター毎契約、										
61														

(様式第2号参考) 値引を行った家庭・企業等が確認できる一覧表 (税込集計の場合)

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	
値引を行った家庭・企業等の一覧表（支援金支給申請書兼請求書（様式第2号）添付書類）										黄色のセルに入力		税込集計			
販売所名										件数		支援金の額		摘要	
										0		0		税抜1,301円以上の値引	
										25		32,500		税抜1,300円の値引	
										5		5,528		税抜1,299円以下の値引	
										30		38,028		合計	

31	11			1,210	0	1,210			0	1,210	値引残	1,100		0
32	12			1,333	0	1,333			0	1,333	値引残	1,212		0
33	13			1,452	22	1,430			0	1,430	○	1,300		0
34	14			1,577	147	1,430			0	1,430	○	1,300		0
35	15			1,694	264	1,430			0	1,430	○	1,300		0
36	16			853	0	853			0	853	値引残	776		0
37	17			1,331	0	1,331			0	1,331	値引残	1,210		0
38	18			1,460	30	1,430			0	1,430	○	1,300		0
39	19			1,573	143	1,430			0	1,430	○			0
40	20			1,694	264	1,430			0	1,430	○			0
41	21			4,961	3,531	1,430			0	1,430	○			0
42	22			5,082	3,652	1,430			0	1,430	○			0
43	23			5,203	3,773	1,430			0	1,430	○			0
44	24			5,324	3,894	1,430			0	1,430	○			0
45	25			5,445	4,015	1,430			0	1,430	○			0
46	26			5,566	4,136	1,430			0	1,430	○	1,300		0
47	27			5,687	4,257	1,430			0	1,430	○	1,300		0
48	28			5,808	4,378	1,430			0	1,430	○	1,300		0
49	29			5,927	4,497	1,430			0	1,430	○	1,300		0
50	30			6,053	4,623	1,430			0	1,430	○	1,300		0
51														
52												支援金の額 (合計)		
53			合計	111,283	69,453	41,830	0	0	0	41,830		38,028		
54														
55			<一覽の留意事項>											
56			※「通し番号」	：対象者数を確認できるように記載してください。										
57			「顧客コード等」	：個人を識別するために記載してください。										
58			「備考」	：「顧客コード等」に氏名を記載する場合、同姓同名や法人名が同一の対象者について識別可能になる情報などを記載してください。										
59				：「顧客コード等」に重複がある場合（重複確認チェックに1以外の数字が表示された場合）、それぞれ異なる対象で適切な値引である旨の説明を記載してください。										
60				(例) 同一名称別住所、同一敷地内別建物、法人統一コード・別契約、複数設置・メーター毎契約、										

値引件数を超える空欄となった行は、合計欄・チェック欄等の関数を壊さずに処理が可能であれば、削除して提出して差し支えありません。

値引合計額の確認、重複確認チェックを機能させる観点から、値引件数が3,500件なら3,500件全てを、1枚のシートに記載して提出願います。

値引1,000件ごと、シートを4つに分けるような提出は行わないでください。